き、当該規定においてその額について当該換算をすべき取引又は特定受任行為の代理等が行われる日における外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場を用いて行うものとする。 一　法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法 二　［略］	一　法別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務に係る取引のうち、本邦通貨と外国通貨との売買を伴うもの　当該本邦通貨と外国通貨との売買において適用される実勢外国為替相場を用いて換算する方法 二　［同上］
（仮想通貨によりなされる取引の換算基準） **第三十六条**　法、令及びこの命令を適用する場合における本邦通貨と仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。以下この条において同じ。）との間又は異種の仮想通貨相互間の換算は、当該換算をすべき取引を行った時における当該取引の対象となる仮想通貨の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（次条第二項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（顧客等について既に確認を行っていることを確認する方法等）

第二条　銀行法施行令等の一部を改正する政令（次項において「改正令」という。）附則第六条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める方法については、この命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十六条の規定を準用する。

2　改正令附則第六条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該新規特定事業者（同条第一項に規定する新規特定事業者をいう。以下この項において同じ。）（同条第一項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の新規特定事業者）が前項に規定する方法によりその顧客等（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下この項において「新犯罪収益移転防止法」という。）第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下この項において同じ。）が既に新犯罪収益移転防止法相当確認（改正令附則第六条第一項に規定する新犯罪収益移転防止法相当確認をいう。以下この項において同じ。）を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る顧客等又は代表者等（新犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この項において同じ。）になりすましている疑いがある取引、当該新犯罪収益移転防止法相当確認が行われた際に当該新犯罪収益移転防止法相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、改正令第八条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項に規定する疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

○内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の二十一第一項第六号の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　金田　勝年
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項第四号中「の一件当たり百万円以上」を削り、「含む。）」を「含む。以下この号において同じ。）のうち、認可特定保険業者の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの」に改める。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○内閣府令第二号

法務省令第二号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十九条の規定に基づき、電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年

電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令

電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　法第四十七条の三第五項及び第四十七条の五第三項の規定による通知の方法に関する事項

附　則

この命令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。